|  |
| --- |
| 令和６年第２回本部町議会定例会会議録 |
| 招集年月日 | 令和６年３月７日 |
| 招集場所 | 本部町議会議場 |
| 開閉会日時及び宣言 | 開　　議 | 令和６年３月15日　　　午前10時00分 |
| 閉　　会 | 令和６年３月15日　　　午前10時46分 |
| ※　出席並びに欠席議員は下記のとおりである。　　出　　席　　11　名　　 　　　欠　　席　　２　名　　 　　　欠　　員　　１　名 |
| 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 | 議席番号 | 氏　　　名 | 出席等別 |
| １ | 仲　程　　　清 | 出 | ９ | 仲宗根　須磨子 | 出 |
| ２ | 長　濱　　　功 | 欠 | 10 | 崎　浜　秀　昭 | 〃 |
| ３ | 山　川　　　竜 | 出 | 11 | 比　嘉　由　具 | 欠 |
| ５ | 松　田　大　輔 | 〃 | 12 | 座間味　栄　純 | 出 |
| ６ | 欠　　　　員 |  | 13 | 喜　納　政　樹 | 〃 |
| ７ | 伊良波　　　勤 | 出 | 14 | 具志堅　　　勉 | 〃 |
| ８ | 具志堅　正　英 | 〃 | 15 | 松　川　秀　清 | 〃 |
|  |  |  |  |  |  |
| ※　会議録署名議員 |
| ９番 | 仲宗根　須磨子 |  | 10番 | 崎　浜　秀　昭 |  |
| ※　地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。 |
| 町長 | 平　良　武　康 | 副町長 | 上　原　正　史 |
| 教育長 | 喜　納　すえ子 | 産業振興統括監 | 並　里　　　力 |
| 住民生活統括監兼総務課長 | 仲宗根　　　章 | 会計管理者兼会計課長 | 上　間　辰　巳 |
| 住民課長 | 安　里　孝　夫 | 企画商工観光課長 | 宮　城　　　健 |
| 子育て支援課長 | 崎　原　　　誠 | 福祉課長 | 大　城　尚　子 |
| 建設課長 | 渡久地　　　要 | 健康づくり推進課長 | 松　本　一　也 |
| 上下水道課長 | 知　念　　　毅 | 農林水産課長 | 平安山　良　信 |
| 教育委員会事務局長 | 有　銘　高　啓 |  |  |
| ※　本会議に職務のため出席した者 |
| 事務局長 | 屋富祖　良　美 | 主任主事 | 與那嶺　　　卓 |

議　　事　　日　　程

３月15日（金）５日目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| １ | 議案第６号 | 本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定について（審議・採決） |
| ２ | 議案第７号 | 本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（審議・採決） |
| ３ | 議案第８号 | 本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　　　　　　　　　　　（審議・採決） |
| ４ | 議案第９号 | 本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定について（審議・採決） |
| ５ | 議案第10号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　　　　　　　（審議・採決） |
| ６ | 議案第11号 | 令和５年度本部町一般会計補正予算について　　　（審議・採決） |
| ７ | 議案第12号 | 令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について（審議・採決） |
| ８ | 議案第13号 | 令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について（審議・採決） |
| ９ | 議案第14号 | 令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算について（審議・採決） |
| 10 | 報告第１号 | 予算審査特別委員会委員長報告　　　　　　　　　　　（報　告） |
| 11 | 議案第15号 | 令和６年度本部町一般会計予算について　　　　　　　（採　決） |
| 12 | 議案第16号 | 令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算について（採　決） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日程番号 | 議案番号 | 件　　　　　　　名 |
| 13 | 議案第17号 | 令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について（採　決） |
| 14 | 議案第18号 | 令和６年度本部町下水道事業会計予算について　　　　（採　決） |
| 15 | 議案第19号 | 令和６年度本部町水道事業会計予算について　　　　　（採　決） |
| 16 | 議案第24号 | 議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について＜満名橋整備工事（Ａ１橋台）＞　　　　　（議案説明・審議・採決） |
| 17 | 議案第25号 | 本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定について（議案説明・審議・採決） |

○　議長　松川秀清　おはようございます。本日の会議を開きます。 開　議（午前10時00分）

　本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

　議案第24号及び議案第25号以外は議案説明を終了していますので、議案の審議・採決を行います。議案第24号及び議案第25号については、議案説明から審議、採決までを行います。

　日程第１．議案第６号　本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第６号　本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第６号　本部町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第２．議案第７号　本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第７号　本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第７号　本部町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第３．議案第８号　本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第８号　本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第８号　本部町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第４．議案第９号　本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第９号　本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第９号　本部町国民健康保険財政調整基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第５．議案第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第10号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　日程第６．議案第11号　令和５年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第11号　令和５年度本部町一般会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第11号　令和５年度本部町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第７．議案第12号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第12号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第12号　令和５年度本部町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第８．議案第13号　令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第13号　令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第13号　令和５年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第９．議案第14号　令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

　質疑を行います。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対し反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、これで討論を終わります。

　これから議案第14号　令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第14号　令和５年度本部町公共下水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第10．報告第１号、議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてから議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算についての５件につきましては、予算審査特別委員会に付託してありました。その報告書が提出されております。

　予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会委員長　崎浜秀昭。

○　予算審査特別委員会委員長　崎浜秀昭　報告第１号　令和６年３月15日、本部町議会議長　松川秀清殿。予算審査特別委員会委員長　崎浜秀昭。委員会審査報告書。（１）議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算について。（２）議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算について。（３）議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。（４）議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算について。（５）議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算について。本委員会は、令和６年３月７日付で付託された上記案件については審査を終了したので、本部町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

　予算審査特別委員会報告。１、付託事件。（１）議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算について。（２）議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算について。（３）議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算について。（４）議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算について。（５）議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算について。２、審査結果。（１）議案第15号　原案のとおり決定とする。（２）議案第16号　原案のとおり決定とする。（３）議案第17号　原案のとおり決定とする。（４）議案第18号　原案のとおり決定とする。（５）議案第19号　原案のとおり決定とする。以上、報告を終わります。

○　議長　松川秀清　委員長による報告でありました。

　議長を除く全員による予算審査特別委員会の委員長の報告でした。よって質疑、討論を終結します。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって質疑、討論を終結します。

　日程第11．議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてを議題とします。

　議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算についてを採決します。

　この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第15号　令和６年度本部町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第12．議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

　議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

　この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第16号　令和６年度本部町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第13．議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

　議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

　この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第17号　令和６年度本部町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第14．議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算についてを議題とします。

　議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算についてを採決します。

　この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第18号　令和６年度本部町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第15．議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算についてを議題とします。

　議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算についてを採決します。

　この予算に対する委員長報告は、原案のとおり決定するものでございます。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第19号　令和６年度本部町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

　日程第16．議案第24号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを議題とします。

　本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　議案第24号についてご説明いたします。

　議案第24号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結について。令和５年第７回本部町議会の議案第65号の議決を経て工事請負契約を締結した満名橋整備工事（Ａ１橋台）について、下記のとおり契約内容の一部を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

　契約金額を6,701万5,300円から8,595万5,100円へ変更すること。令和６年３月13日提出、本部町長　平良武康。

　この議案の提案理由となりますけれども、工事の変更設計に伴う変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由である。

　この工事に関しまして、工事場所は字並里で、県道84号線から並里集落に架かる満名橋架け替え工事の施工箇所となっております。請負金額につきましては6,701万5,300円から1,893万9,800円の増額となる8,595万5,100円としたいと考えております。

　次のページをお願いいたします。資料といたしまして、変更箇所対照表を添付しております。変更内容につきましては、橋台のくい基礎施工のための機械を設置するため、仮設矢板による土留工の工法変更による金額の変更となっております。

　次のページのＡ３カラーの資料をご覧ください。工法のイメージを右下のほうの赤囲みで表示しておりますけれども、当初計画、この施工の予定では単独圧入、サイレントパイラー工法と言うんですけれども、単独圧入、矢板に力をかけて土中に埋め込んでいくという方法なんですけれども、このサイレントパイラーによる工法が厳しい、地盤の硬さによって厳しいところがありましたので、硬質地盤クリア工法、右手のほうですね。これは、掘削しながら圧入していく、掘りながら土中に埋めていくという工法に変更したため、金額の増額が必要となりました。設計段階のボーリングデータにおいては確認されていなかった、土中に転石ですね、地面の中に、途中、硬い岩盤とか硬い石とかがあって、それによって矢板が圧入できないと。矢板に傷がつくほどの、入っていかないほどの地盤がありましたので、それを、サイレントパイラー工法ではできないという判断に至って、クラッシュパイラー、硬質地盤クリア工法で、掘りながら入れていくという工法に変更しました。その分に係る請負金額の増になります。請負業者は、沖建合資会社となっております。以上で説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。９番　仲宗根須磨子議員。

○　９番　仲宗根須磨子　現場のＮ値の硬さの目安はどのくらいあるんですか。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　現場において、今、Ｎ値度を確認しながらの作業であったんですけれども、ところどころ、やはり圧入で入るところと止まるところが出てきまして、圧入で止まるところはＮ値が600以上と私たちが判断して、当初は600と判断していて、入るところは、当初50以下で想定して工法を計画しておりました。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑はありませんか。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　この工法は、今回初めてですか。伊野波橋のときは問題なかったように思うんですけれども、この辺はたしか、事前にボーリング調査をやっているはずですけれども、そのときは分からなかったのか、お伺いします。

○　議長　松川秀清　建設課長。

○　建設課長　渡久地　要　８番　具志堅正英議員にご説明いたします。

　工法の採用に関しては、今回、本町では多分初めてだと思います。事前に分からなかったかというご質疑ですけれども、ボーリングに関しましては、代表点を数か所やるんですけれども、その代表点では、転石は出てきておりませんでした。今回、矢板という、板を壁状にずっと打っていくものですから、その打った部分で出てきたということになります。以上です。

○　議長　松川秀清　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、討論を終わります。

　これから議案第24号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第24号　議会の議決を経た工事請負契約に係る変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

　日程第17．議案第25号　本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

　本案について提出者の説明を求めます。上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　議案第25号を説明いたします。

　議案第25号　本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。本部町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。令和６年３月13日提出、本部町長　平良武康。

　提案理由、下水道法第25条に基づき下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例が改正され、令和６年４月１日より施行されることに伴い、本部町下水道条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

　ページをめくっていただきまして、新旧対照表が２枚ついております。このほうで説明いたします。令和６年３月11日に、沖縄県土木建築部下水道課から、標準下水道条例の改正の通知がございました。施行日が令和６年４月１日となっているため、追加で議案を提出しております。内容に関しましては、表の右側が現行、左側が改正案でございます。本部町下水道条例の第３章、排水設備等の工事の事業に係る指定という項目に係ってくる改正案になっております。

　内容につきましては、８条、指定の申請、次のページをお願いいたします。９条、指定の基準、10条、排水設備工事責任者に係る項目の変更がなされたものとなっております。以上、議案第25号の説明を終わります。

○　議長　松川秀清　これから質疑を行います。８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　これは、国の下水道の改正があって、それで県の土建部から通達があったということですけれども、これは何で下水道法が変わったのか、その理由と、それから責任技術者が専属から選任になった場合の、水道工事への影響がどうなるのか。それから事業所の、工事屋さんの技術者の身分がどうなっていくのか。それから専属と選任によって、選任になった場合は県内全域の工事を請け負えるようになるのか。今、市町村ごとの工事しかできないわけですよね。一つの事業所で、県内のあらゆる水道工事を請けられるのか。その辺をお伺いします。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　８番　具志堅議員に説明いたします。

　なぜ改正になったかということでございますが、法の改正、標準下水道条例の改正は、その時々の社会情勢等に合わせて、技術の進化に合わせて変わっていきます。その一環で変わったものだと思っております。

　次に専属、選任のお話がございますが、専属から選任へということと、また次にもつながりますが、10条ですね。一番最後の第10条、技術者を選任しなければならない。ただし、沖縄県内における他の営業所について兼任することができる。具体的に申し上げますと、今まで一責任者が行っていたものが、選任から兼任等へシフトされています。背景には、技術者の方の高齢化、技術職員の方が少なくなってきている状況等を踏まえて、今ある職員、技術者の中で工事精度を担保しながら、この改定でもっても上下水道を維持していけるのではないかという背景があると思っております。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。

○　８番　具志堅正英　そうすると、今、配管事業者、各市町村ごとに組合みたいなものがありますけれども、要するに技術を持っている職人さんといいますか、その職人さんを事業所、あとは市町村ごとに置かなくても、一事業所で県内全域の工事が取れるという、そういう考え方も成り立つんですけれども、それも、そういうことでよろしいですか。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　事業所の形態におきましては、今、本部町は、下水道業者はこれ、これ、これですよと申請に従って指定しております。それは各市町村、本部町内だけではなくて、各市町村からも応募がございまして、例えばある市町村にある事業者は、関連する各市町村に、自分たちの会社ができると、人数を回せられると思えば、応募して、そこで複数の市町村から許可を受けている形になります。以上です。

○　議長　松川秀清　８番　具志堅正英議員。大丈夫ですよ。

○　８番　具志堅正英　仕事を受注できなかったやつが、今は、要するに、本部町で営業していても全県の仕事を受けられるような、仕事のあれが増えるという考え方も成り立つわけですが、それでいいんですかと聞いています。

○　議長　松川秀清　上下水道課長。

○　上下水道課長　知念　毅　８番　具志堅議員に説明します。

　今のご理解で結構だと思っています。

○　議長　松川秀清　具志堅正英議員、昨日も申しましたけれども、こうされていてはこちら、呼び出しのしようがありませんので、声をかけてください。これがオーケーなのか、こうなのか分からないですので。お願いします。

　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

　これから討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　反対討論がないようですので、次に賛成討論の発言を許可します。

（「討論なし」と言う者あり）

　賛成討論もないようですので、討論を終わります。

　これから議案第25号　本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

　お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。議案第25号　本部町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

　議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和６年第２回本部町議会定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

　異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

　本定例会に付された事件は全て終了しました。

　これで本日の会議を閉じます。

　令和６年第２回本部町議会定例会を閉会いたします。 閉　会（午前10時46分）

　地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

　令和　年　月　日

本部町議会議長　松　川　秀　清

本部町議会議員　仲宗根　須磨子

本部町議会議員　崎　浜　秀　昭